

独立行政法人森林総合研究所 平成24年度計画

平成25年2月26日変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付けをもって認可（平成23年6月30日変更認可）された独立行政法人森林総合研究所中期計画を達成するため、同法第31条の定めるところにより、次のとおり平成24年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業再生プラン」、「公共建築物等木材利用促進法」、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による森林汚染への対応など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、以下のAからIまでに掲げる9課題を重点的に進める。また、その実施にあたり、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の森林や林産物への影響の把握と対策についても積極的に取り組む。

研究開発を支える基盤的な知識を集積するとともに、林木育種を積極的に推進するなどの観点から林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

スギ造林の低コスト化のため、植林初期過程に適用する低コスト造林支援システムを構築する。また、適切な森林施業の指標に向けて、森林の林床の状態が表土移動に及ぼす影響を明らかにする。

効率的な人工林経営のため、低密度航空機 LiDAR 観測による人工林の樹高・蓄積など生育状況の指標を把握する手法を開発する。また、天然更新判定方法を適正に行うための事例として、苗場山のブナ天然更新試験地のデータを解析し、更新成功率と稚樹密度の関係を解明する。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

効率的な路網開設のため、高精度DEM（数値標高モデル）を活用して、林業専用道を地形に追従させ土工量を削減するための路線選定条件を解明する。また、スギ人工林における架線系作業システムのもとで、成長と作業コストから施業を選択するための手法を開発する。木材の供給側と需要側との協定に基づき生産現場から需要者まで直納取り引きしている事例を対象に、原木安定供給のために必要な条件

を解明する。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

大径材利用促進のため、スギ製材品の曲げ強度についての寸法効果を明らかにする。効率的な加工システムの構築のため、乾燥過程における応力の状態を非破壊的に評価する手法を開発する。産地判別のため、酸素安定同位体比等を用いた新しい技術を開発する。木材への放射性物質の移動実態を把握する。

住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた長期にわたる高信頼・高快適化を図るために、実大試験に基づいて厚物合板を活用した高強度壁・床を開発するとともに、木材や木質材料および使用環境下におけるアルデヒド類放散特性を解明し、室内濃度の安全性評価を行う。さらに、エクステリア木材保護塗装における長期メンテナンス設計の確立に必要な再塗装の効果、前処理の影響を明らかにする。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

山村地域における林地残材の収集方法ごとの収益を把握する。また、収穫強度の違いによる土壌の栄養状態、上木の成長等に与える影響を明らかにする。

バイオエタノール製造実証プラントのデータを基に、スギからのエタノール製造のマスバランス、エネルギー収支及びランニングコストを試算する。また、木製単層トレイの量産化・多様化技術を開発する。林地残材を原料とした混練型 WPC（木質プラスチック複合材）の製造について、耐候性向上技術を開発する。さらに、竹の精油抽出水の抗菌活性等の機能を解明する。

放射性物質を含む落葉・枝葉の減容化技術を開発する。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

森林植生および地域的な炭素貯留量・吸収量の変動要因・評価技術の開発に向けて、森林モニタリングによる枯死木、リター、土壌の炭素蓄積量の変化とその地域特性の実態を把握する。また、温暖化・高 CO₂化に伴う北方系落葉広葉樹林の生産性の変動を推定する。

森林バイオマスの高精度推定に向けて、衛星 LiDAR（レーザースキャナによる上空からの地表計測）と高分解能衛星データの複合利用により森林バイオマス推定の高度化を図る。また、REDD プラスの排出削減量・吸収量の算定・報告に関わる日本版ガイドラインを作成する。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

森林施業が水資源に与える影響の評価技術を開発するため、間伐が積雪流域と非積雪流域の水流出に及ぼす影響を明らかにする。積雪を含めた水資源賦存量の評価

のため、広域の降雪量データセットを構築する。森林域における放射性物質の循環・動態を明らかにするとともに、放射性物質の除染対策と林内作業の安全性確保に関する技術を開発する。

樹木水平根の斜面補強機能を定量的に評価するため、樹木の根を含む土試料のせん断強度特性を明らかにする。崩壊、地すべりの発生予測精度向上のため、大井川流域の崩壊発生斜面について時系列地理データの解析から崩壊地の変動傾向を評価する手法を開発する。津波で被災した海岸林のその後の衰弱および枯死の原因を明らかにするとともに、対策技術を開発する。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

森林内でニホンジカの個体数を管理するため、携帯性に優れ設置の容易な捕獲装置を開発する。花粉症をもたらすスギ花粉を制御するため、薬剤を使わず菌類を利用してスギ花粉の飛散を防止する技術を開発する。

里山二次林の多様な樹種の更新のために主要樹種の生態データを解析し、萌芽特性、成長特性等を樹種ごとに類型化する。日本の森林の生物多様性を広域で把握するため、ランドスケールレベルでの森林生物の多様性を表す指標を作成する。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

検定の進捗状況を踏まえ、概ね45品種を目標としてマツノザイセンチュウ抵抗性品種等の新品種を開発するとともに、エリートツリーの開発を推進するため、検定林データの収集、候補木の選抜、人工交配等を進める。

林木育種の高速化を図るため、早期選抜に用いるDNAマーカー開発に必要なスギのDNA情報及び表現型データの取得を進めるとともに、検定林におけるトレーサビリティを可能にするシステムの構築を進め、スギの材の剛性の遺伝性を明らかにする。また、林木育種の高速化に関する先進国等の育種技術情報を体系化し活用する。

温暖化適応策に資するスギ品種の開発に向け、全国規模の試験地を造成するため、苗木を育成し、植栽に着手するとともに、植生炭素循環モデルへのパラメータ組み込みを目的とし、成長データの収集、検定林データの解析とパラメータの推定を進める。また、テリハボク及びメリアの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局（SPC）、ケニアとの共同研究に基づく試料の収集・分析、環境適応性についての検定を進める。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

有用広葉樹の遺伝資源の効果的な保存策の作成に活用するため、シラカンバ等について遺伝的多様性を評価する手法を開発し、地理的な遺伝変異を明らかにする。

サクラの栽培品種の系統関係を解明するため、サクラ保存林の各系統の形態的特

徴、病害特性と遺伝子型の統合的情報整備とデータベースを構築する。ウルシの有効活用と持続的な管理のため、ウルシの植栽適地や優良系統の成分特性を解明し、持続的管理・生産技術についてのマニュアルを構築する。

スギ等樹木のゲノム情報の充実を図るため、収集したスギ完全長 cDNA 等の塩基配列情報を公開する。正常スギと雄性不稔スギの花粉発達過程における遺伝子発現の差異を解析する。遺伝子組換えによる樹木の花粉発生制御技術を開発するため、必要なベクターの構築と評価を行う。マツタケ感染苗の林地定着技術を開発するため、アカマツ等再生個体を用いた人工シロ作製技術を開発する。きのこ産業の活性化に役立つシイタケの褐変化の原因を特定する。

バイオテクノロジーの育種への利用技術を開発するため、雄性不稔候補遺伝子を導入した組換えスギの作出を進め、組換えスギの花粉形成能の評価を行う。組織培養による薬用機能性樹木ワダツミノキの増殖条件を解明する。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文及び水質や積雪等のモニタリングを継続する。また、木本植物標本の収集や森林に生息する各種菌類の探索・収集を継続する。各種標本・データを適切に保管し、新たに得られた情報をデータベースに加え公開する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、シバタカエデ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1, 200点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのこ類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのこ類等の遺伝資源について、概ね100点を探索・収集し、増殖・保存及び配布を行う。

ウ 種苗等の生産及び配布

新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。

2 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性が高い流域内の箇所^{かん}に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

d 森林整備技術の高度化

① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。

② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。

③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表す

る。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成23年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

エ 事業実施コストの構造改善

水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度においては平成19年度と比較して15%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

ア 計画的で的確な事業の実施

a 事業の計画的な実施

- ① 特定中山間保全整備事業については、平成25年度中の事業完了に向け、2区域のうち、1区域を完了するとともに、1区域の進捗を図る。
- ② 農用地総合整備事業については、1区域を完了し、事業を完了する。
- ③ 事業を計画的に実施する観点から、区域ごとに、関係地方公共団体等に対し、事業実施状況の説明等を1回以上実施する。

b 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、評価結果を反映した事業の推進に努める。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。

a 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

- ① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。
- ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。
- ③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。

b 新技術・新工法の採用

- ① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。
- ② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。

ウ 事業実施コストの構造改善

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成24年度においては平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を推進する。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

ア 債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。

イ 保全管理業務の実施

機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。

3 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化

自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

受託研究、委託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

産学官連携に係るウェブサイトの掲載情報が常に最新のものとなるよう更新する。

森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実

施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。

4 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等を研究報告、広報誌等の印刷物、研究所（独立行政法人森林総合研究所をいう。以下同じ。）のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、公開講演会では社会的関心の高いものをテーマとして取り上げるとともに、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。

研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

5 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 20 回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成 23 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減を行う。

イ 水源林造成事業等

業務運営の効率化を図り、平成 22 年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については 34 %、人件費については 15 %、事業費については 6 % 削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うよう、データベースの整備を図る。

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業の 1 区域及び農用地総合整備事業の 1 区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。

また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を

検討する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置の検討を進めるため、保有資産検討プロジェクトチームを平成23年度に設置した。

当該プロジェクトチームにおいて、連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林毎に試験研究の進行状況を踏まえて、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保等に向けた計画の策定並びに境界の現況の把握、所要の措置の検討を進める。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。

法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。

職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、役職員への周知・徹底を図る。

男女共同参画の推進および女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。

3 契約の点検・見直し

他の独立行政法人の事例等も参考に、随意契約の見直しを更に行うと共に、一者応札・応募となっている入札についても引き続き原因の分析を行い縮減の対応を図る。更に「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップ

プについて（平成23年9月2日総務省行政管理局長事務連絡）に基づく取り組みを着実に実施することにより「随意契約見直し計画」「一者応札・応募改善に向けての取組」の一層の推進を図る。

「随意契約の見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報の公表を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。

「公共サービス改革基本方針」（平成23年7月閣議決定）別表に記載された、（独）森林総合研究所の施設の管理・運營業務については、平成24年度から2年間、民間競争入札により業務を実施する。

入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

リスク管理活動などの取組において、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。種苗の配布について引き続き、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。

2 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を見直す。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。

3 予算

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)		(単位：百万円)
区 分		金 額
収 入		
運営費交付金		9, 1 1 8
施設整備費補助金		3, 0 3 6
受託収入		1, 5 0 7
諸収入		8 2
前年度より繰越		0
計		1 3, 7 4 3
支 出		
人件費		6, 7 2 4
業務経費		1, 5 8 6
研究・育種業務経費		1, 5 8 6

一般管理費	8 9 1
施設整備費	3, 0 3 6
研究・育種施設整備費	1, 1 0 2
東日本大震災復旧・復興研究・育種施設整備費	1, 9 3 4
受託経費	1, 5 0 7
計	1 3, 7 4 3

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分		金 額
収 入		
国庫補助金		3 3, 9 9 9
政府補給金		1 2
政府出資金		1 0, 7 7 9
長期借入金		6, 6 0 0
業務収入		2 4 5
業務外収入		1 7 4
計		5 1, 8 0 9
支 出		
業務経費		2 9, 4 7 1
造林事業関係経費		2 7, 8 3 2
特定地域等整備事業関係経費		4 8
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費		1, 5 9 1
借入金等償還		1 5, 2 1 0
支払利息		3, 8 7 5
一般管理費		3 2 0
人件費		2, 9 5 8
業務外支出		2 0
計		5 1, 8 5 4

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を

限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	3, 1 9 2
政府交付金	3 0 1
長期借入金	5 0 0
業務収入	1 6, 8 2 4
業務外収入	3 7
計	2 0, 8 5 4
支 出	
業務経費	3, 3 8 5
特定地域等整備事業関係経費	3, 1 4 4
林道事業関係経費	2 4 1
借入金等償還	1 4, 9 1 2
支払利息	2, 3 6 4
一般管理費	1 5 6
人件費	6 8 4
業務外支出	5 4 2
計	2 2, 0 4 4

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

4 収支計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1 0, 5 1 4

経常費用	10,506
人件費	6,724
業務経費	1,422
一般管理費	852
受託経費	930
減価償却費	578
財務費用	0
雑損	8
臨時損失	0
収益の部	10,801
運営費交付金収益	8,895
受託収入	1,507
諸収入	82
資産見返運営費交付金戻入	317
臨時利益	0
純利益	288
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	191
総利益	478

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
費用の部	3,531	
経常費用	3,531	
分収造林原価	50	
販売・解約事務費	121	
復興促進業務費	18	
一般管理費	186	
人件費	486	
財務費用	2,670	

雑損	0
収益の部	3, 4 6 5
經常収益	3, 4 6 5
分収造林収入	8 1
販売・解約事務費収入	1 2 1
資産見返補助金等戻入	3
国庫補助金等収益	3, 0 9 5
財務収益	1 2
雑益	1 5 3
純利益	▲ 6 6
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	2 5 0
総利益	1 8 4

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5 2, 3 6 5
經常費用	5 2, 2 1 4
譲渡原価	4 9, 5 8 0
一般管理費	9 8
人件費	1 9 8
財務費用	2, 2 7 7
雑損	6 1
臨時損失	1 5 0
収益の部	5 2, 3 8 8
經常収益	5 2, 3 8 7
割賦譲渡収入	1 3, 1 3 0
資産見返補助金等戻入	3 6, 4 5 0
国庫補助金等収益	2 9 4
割賦利息収入	2, 3 3 6
財務収益	1 4

雑益	1 6 4
臨時利益	0
純利益	2 3
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	1 9 2
総利益	2 1 6

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 資金計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	1 3, 7 4 3	
業務活動による支出	9, 8 9 5	
投資活動による支出	3, 8 4 1	
財務活動による支出	7	
次年度への繰越	0	
資金収入	1 3, 7 4 3	
業務活動による収入	1 0, 7 0 7	
運営費交付金による収入	9, 1 1 8	
受託収入	1, 5 0 7	
その他の収入	8 2	
投資活動による収入	3, 0 3 6	
施設整備費補助金による収入	3, 0 3 6	
その他の収入	0	
財務活動による収入	0	
前年度からの繰越	0	

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	58,048
業務活動による支出	36,538
投資活動による支出	1,600
財務活動による支出	15,210
次年度への繰越	4,700
資金収入	58,048
業務活動による収入	34,430
補助金収入	33,999
政府補給金収入	12
収穫等収入	230
その他の収入	189
投資活動による収入	1,600
財務活動による収入	17,379
前年度からの繰越	4,639

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,940
業務活動による支出	7,173
投資活動による支出	3,700
財務活動による支出	18,312
次年度への繰越	3,755
資金収入	32,940
業務活動による収入	20,350
補助金収入	3,192
政府交付金収入	301
負担金・賦課金収入	14,482

その他の収入	2, 3 7 4
投資活動による収入	4, 3 0 5
財務活動による収入	3, 9 0 0
前年度からの繰越	4, 3 8 6

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発

1 3 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

(2) 水源林造成事業等

2 1 億円

(想定される理由)

- ・借入金の償還（元金均等半年賦）とその財源となる負担金等の徴収（元利均等年賦）の制度差に起因する一時的な資金不足
- ・その他一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 1 8, 0 0 0 ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
ゲノム育種研究施設改修（林木育種センター）	3, 0 3 6
特別高圧受変電所設備の建屋修復・設備更新（本所）	
構内温水配管の修復（本所）	
熱帯温室の修復（林木育種センター）	
非常用発電設備の整備（林木育種センター）	
研究本館暖房設備（ボイラー）、各室配備のラジエーター・配管類並びに浄化槽の改修（東北支所）	
非常用発電装置の整備（東北支所）	
構内引き込み及び各施設配電用電力線の修復（東北育種場）	
非常用発電装置の整備（東北育種場）	
森林内における放射性物質の測定設備の整備に伴う作業者の安全性の確保に必要な施設等の整備（本所）	
研究本館南棟耐震改修（本所）	
自動火災報知設備改修（本所）	
給水配管等改修（本所）	
R I 実験棟実験室設備の改修（本所）	
研究本館耐震改修（北海道支所）	
非常用発電装置更新（北海道支所）	
研究本館他 1 棟耐震改修（関西支所）	
特殊実験棟耐震改修（九州支所）	
本庁舎屋上防水工事及び受水槽修繕（林木育種センター）	
非常用発電装置整備（北海道育種場）	
非常用発電装置整備（関西育種場）	
非常用発電装置整備（九州育種場）	

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。
管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

イ 水源林造成事業等

事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。

(2) 人材の確保

研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保するよう努める。

3 環境対策・安全管理の推進

「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標（数値目標）を設定し、PDCAサイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。

環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。

薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。

森林農地整備センターにおける安全衛生に係る取組を実施する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。

個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。

また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、自己点検の実施、作成した役職員向けのハンドブック（解説資料）を適宜改訂するとともに定期的な教育、研修を実施する。

5 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。

6 翌年度以降にわたる債務負担に関する事項

特定地域整備等勘定	5 1 0 百万円	2 年
-----------	-----------	-----